

- 借主（船長）の2級以上の有効な小型船舶免許を所有しています。写しを提出頂きます。
- 船長と同乗者は暴力団員、その親交者、暴力行為の常習者でない方、その恐れのない方です。
- 営業目的ではありません。
- レンタル中は堀川船舶株からの指示に従います。
- 損害保険加入している保障範囲を確認し保障外の損害については負担します。
- ※賠償責任保険を1億(免責1万円) 船体保険無し 搭乗者傷害保険なし
- 同乗者も含めライフジャケットは必ず着用します。子供を乗船させる場合は子供用を使用します。
- 携帯電話は必ず通話できる状態で携帯します。(留守番電話は解除します。)
- 定置網や浅瀬等航行に支障がでるおそれの場所を確認し500m以上の距離をとります。
- 漁港・堤防・磯・テトラポット・砂浜等への係留や上陸は一切しません。
- 許可された以外の船内の備品は使用しません。許可されたものでも破損時は弁償します。
- 天候や故障等やむを得ない場合以外の時間短縮や延長（料金の返金追加）はしません。
- ごみは海に捨てず又船に残さず必ず持ち帰ります。
- 同乗者の行動の責任も含めて船長が全責任を追います。
- 燃料代は超過した場合その分をお支払します。(目安：3時間10L 6時間20L)
- 小型船舶操縦者法、小型船舶船長の遵守事項、海上衝突予防法、港則法、その他関係法令を遵守し、万が一法令違反をした場合は全責任を負います。
- 航海範囲は博多湾内（玄海島と西浦・志賀島の外側を結んだライン）とします。
- 急発進急停止や急ハンドル操作は緊急時を除き絶対にしません。
- 気象・海象予報においての情報収集や情報分析の判断は自己責任にて行います。
- 魚釣り等でデッキが汚れた分は清掃し返却します。
- トーイングや船舶等の曳航には使用しません。
- 救助や曳航を利用された時に操船や使用方法が原因の場合は実費をお支払いたします。
- 申込後の変更やキャンセルはいたしません。

希望使用年月日 令和 年 月 日

※御社の貸出条件を満たしていますので、ボートをお借りするにあたり、船長として誓約内容を遵守し万が一の船を破損させたときは正直に申告し誠意をもって原状復帰までの弁済をいたします。

記入年月日 令和 年 月 日

船長(借主)

住所

氏名

電話番号

同乗者

氏名 ① (歳) ② (歳)

③ (歳) ④ (歳)

レンタル料金 時間 円 燃料代 円 駐車料金 台 円

合計 円 卒業生□Y□N スキルUP□Y□N 利用回数 初 2回 3回以 5回以 10回以